

西東京市子ども施策推進本部設置要綱

第1 設置

西東京市における子どもに関わる施策を推進するため、西東京市子ども条例（平成30年西東京市条例第28号）第25条第1項の規定により、西東京市子ども施策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

第2 所掌事項

本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもに関わる施策の検討及び実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、庁内連携を必要とする事業調整に関すること。

第3 組織

本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 企画部長
 - (2) 健康福祉部長
 - (3) 健康福祉部ささえあい・健康づくり担当部長
 - (4) 子育て支援部長
 - (5) 生活文化スポーツ部長
 - (6) 教育部長
- 5 前項各号に定める者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を臨時に本部員にすることができる。

第4 本部長及び副本部長

本部長は、本部を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部の会議は、本部員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の会議への出席又は資料の提出を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第6 部会

本部長は、所掌事項に係る調査研究その他作業を行うため必要と認めるときは、部会を設置することができる。

- 2 前項の部会の組織、運営等については、本部長が別に定める。

第7 庶務

本部の庶務は、子育て支援部子育て支援課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月18日から施行する。
(西東京市(仮称)子ども条例策定庁内検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 西東京市(仮称)子ども条例策定庁内検討委員会設置要綱(平成29年7月31日付29西子字第922号市長決裁)は、廃止する。

西東京市子ども施策推進本部名簿

子どもに関わる施策を推進していくため、西東京市子ども条例第5章第25条に基づき西東京市子ども施策推進本部を設置する。本部は、西東京市子ども施策推進本部設置要綱第3に基づき、以下のとおり構成する。

(所属順、敬称略)

所 属	備 考
副市長	本部長
教育長	副本部長
企画部長	
健康福祉部長	
健康福祉部ささえあい・ 健康づくり担当部長	
子育て支援部長	
生活文化スポーツ部長	
教育部長	

西東京市子ども施策推進本部 子ども参加手続検討部会名簿

部会は、西東京市子ども施策推進本部設置要綱第6に基づき、具体的な検討を行うため構成する。

(所属順、敬称略)

所 属	備 考
企画政策課長	副部会長
生活福祉課長	
子育て支援課長	部会長
文化振興課長	
みどり公園課長	
教育企画課長	

西東京市子ども施策推進本部 学習支援検討部会名簿

部会は、西東京市子ども施策推進本部設置要綱第6に基づき、具体的な検討を行うため構成する。

(所属順、敬称略)

所 属	備 考
企画政策課長	副部会長
生活福祉課長	
子育て支援課長	部会長
児童青少年課長	
教育指導課長	